

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、次の経営理念に基き、企業の社会的責任を果たしてまいります。

1. 最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。
2. 自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

当社は、独立社外取締役2名を含む取締役会、および社外監査役3名を含む5名の監査役体制を整備して企業統治体制の充実を図っております。両者が密接に連携することにより、経営の監視機能は十分に機能する体制であると考えております。また、経営の意志決定の一層の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。

また、内部統制システムの確保が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、ひいては企業の信頼性と業務の効率性・有効性を高めることを認識し、法令遵守・リスク管理・資産保全・財務報告の信頼性確保を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社グループは、グローバル企業としてさらに発展していくためにも、コーポレートガバナンス・コードの精神を活かしていくことが大切だと考えています。コーポレート・ガバナンスの充実に向けた指標として「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、開示しております。コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示については、本ガイドラインをご参照ください。

「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」は以下のURLで開示しています。

(日本語) <http://www.daifuku.com/jp/ir/policy/governance/guideline/>

(英語) <http://www.daifuku.com/ir/policy/governance/guideline/>

なお、補充原則4-11-3取締役会の実効性評価の結果概要は以下のとおりです。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性に対する当社の基本方針は、継続的にPDCAのサイクルを回して改善に努めることです。

昨年度に引き続き平成29年3月期も取締役・監査役へのアンケート調査を実施しました。その結果を代表取締役、社外取締役、監査役の定期会合で分析し、取締役会で報告しました。本調査は、コーポレートガバナンス・コードへの理解を深め、課題を共有するうえで大いに意義があると考えます。

主な評価内容は次のとおりです。

- (1)取締役会は、全員が議題の背景や課題を共有し、自由闊達な議論、効率的な運営が行われている。この結果は前期と同様だが、全般的に改善が見られた。
- (2)昨年度の課題として抽出された「取締役会だけでなく、経営会議などガバナンス機関全体を対象に、規定類の改訂などを含めた運営のあり方や構成員を考えていく必要がある」をもとに、取締役会規定等の見直しを行った。具体的には、一定範囲の権限移譲を前提とする取締役会付議事項の絞り込みにより、意思決定の迅速化および取締役会の監督機能の強化を行った。これらの改定版の規定は、平成30年3月期より運用を開始する。
- (3)昨年度の課題として抽出された「特に社外役員に対する資料の早期配布、重要事項の事前説明を考える必要がある」という点に対しては、改善策としてIT技術を用いるなど運用の変更を行ったが、取り組みが不十分という評価結果になり、更なる対応策を検討していく。今後、上記内容に関する論議を深め、課題の解決に向けて取り組んでいきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,343,000	9.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,603,900	6.96
株式会社みずほ銀行	5,490,403	4.44
株式会社三井住友銀行	4,080,454	3.30
ダイフク取引先持株会	3,852,181	3.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,833,906	3.10
日本土地建物株式会社	3,207,500	2.59

日本生命保険相互会社	2,745,767	2.22
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	2,294,629	1.86
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG REF: UCITS	1,996,200	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の子会社のうち、株式会社コンテックは、東京証券取引所第二部に上場しております。当社は、当該子会社の経営に指示することなく、独立性、自立性を尊重しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柏木 昇	他の会社の出身者													
小澤 義昭	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柏木 昇		公益財団法人民事紛争処理研究基金理事長を兼任しております。	商社での海外勤務や大学教授等の経験を有し、企業法務や国際取引法に精通されており、豊富な経験と幅広い見識から経営の透明性確保と経営監視・監督機能を高めるための助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北本 功		株式会社日本国際放送の専門委員を兼任しております。	ジャーナリストとしての幅広い見識、豊富な海外経験から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で監査役としての任務を全うできる人物。
鳥井 弘之		独立行政法人科学技術振興機構JST事業主幹、原子力発電環境整備機構監事(非常勤)を兼任しております。	ジャーナリストとしての幅広い見識、科学技術に関する深い造詣から経営の透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で監査役としての任務を全うできる人物。
相原 亮介		相原法律事務所弁護士、日本出版販売株式会社の社外監査役を兼任しております。平成28年3月まで森・濱田松本法律事務所に所属していましたが、同事務所と当社とは委任契約関係があるものの、同氏が当社の委任案件に関与したことは一切なく、当社と同事務所との間における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいても1%未満と僅少となっております。また、平成28年4月以後に同氏が所属する相原法律事務所と当社とは一切の取引が存在していません。	当社にとって重要な経営課題であるコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスを長年専門とされてきた弁護士。経営全般にわたり、弁護士としての専門的見地から経営の適法性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいている。当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で監査役としての任務を全うできる人物。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立性判断基準を満たす社外役員については全て独立役員として指定しております。

【社外取締役および社外監査役の独立性判断基準】

当社は下記第1条から第5条のいずれにも該当しないことを社外取締役および社外監査役の独立性判断基準とする。

第1条

最近3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当社の主要な取引先となる企業等、または当社を主要な取引先とする企業等(1)の役員および従業員
- (2) 当社もしくはその子会社と顧問契約を結ぶ法律事務所の弁護士であって、当社の法律事務を実際に担当していた者、または当社もしくは子会社の会計監査人もしくは会計参与であった公認会計士(もしくは税理士)もしくは監査法人(もしくは税理士法人)の社員、パートナーもしくは従業員であって、当社の監査業務を実際に担当していた者
- (3) 上記第(2)項に該当しない弁護士、公認会計士、または税理士であって、当社から役員報酬以外に多額(2)の金銭その他の財産を直接に受け取り、専門的サービス等を提供する者
- (4) 当社の主要株主(3)である企業等の役員および従業員

第2条

当社の子会社において現に業務を執行する役員および従業員である者、またはその就任前10年間に於いて同様である者

第3条

当社から一定額(4)を超える寄付または助成を受けている組織(公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等)の業務執行に当たる理事その他の業務執行者

第4条

上記第1条から第3条のいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族に当たる者

第5条

上記第1条から第4条で定めるところに該当しない者であっても、当社との関係で実質的な利益相反のおそれがあると認められる者

(注)

- 1: 当社が直近事業年度における当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた取引先、または取引先のうち直近事業年度における当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社より受けているものこと
- 2: 過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上のこと
- 3: 議決権所有割合10%以上の株主のこと
- 4: 過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額のこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度を廃止し、これに相当する報酬と役員賞与を含め役員報酬として支給いたします。

平成28年第100回定時株主総会において、社内取締役および執行役員(以下、取締役等)に対する業績連動型の株式報酬制度である「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入を決議いたしました。[取締役報酬関係]にて記載の報酬限度枠(年額700百万円以内)の内枠で、新たな株式報酬を当社の取締役等に対して支給します。これにより、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができると考えております。

本制度では、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付されます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成28年度における取締役および監査役に対する報酬の内容は以下の通りです。

取締役(社外取締役を除く) 8名 総額532百万円(基本報酬305百万円、賞与183百万円、業績連動型株式報酬43百万円)

監査役(社外監査役を除く) 2名 総額68百万円(基本報酬48百万円、賞与20百万円)

社外役員 6名 総額60百万円(基本報酬60百万円)

平成28年度において、報酬等の総額が1億円以上の取締役は北條正樹の1名でした。

北條正樹(代表取締役社長) 総額106百万円(基本報酬57百万円、賞与39百万円、業績連動型株式報酬9百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成18年第90回定時株主総会において取締役の報酬限度額を年間700百万円以内(ただし使用人給与を除く)、監査役の報酬限度額を年額110百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役または社外監査役のみを補助する使用人は置いておりませんが、必要に応じて、内部監査室および本社部門等が職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役および取締役会

当社の取締役会は取締役10名(任期は1年)で構成され、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っております。定例取締役会は毎月1回開催しており、必要がある場合は適宜臨時取締役会を開催し、平成30年3月期は臨時取締役会を6回開催いたしました。

取締役会は、経営方針・経営計画やコーポレート・ガバナンス体制の決定等、取締役会規定に定めている重要事項以外は取締役および執行役員へ委任します。

さらに、当社は企業実務・法務・会計等に関する豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役を2名選任しており、両社外取締役は当社の経営全般について専門的見地からの助言・提言を行うとともに、経営の透明性を確保し、社内取締役による業務執行の監督を行っております。

2. 監査役および監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役5名で構成されております。また監査役5名のうち、3名は社外監査役であります。平成30年3月期は監査役会を6回開催いたしました。

監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任ならびに不再任に関する株主総会に提出する議案の決定などについて、「監査役会規定」「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」を定め、その職責を果たします。

3. 諮問委員会

当社は、取締役および執行役員の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の「諮問委員会」を設置しております。本委員会は代表取締役3名、社外取締役2名で構成し、年3回以上開催します。なお、決議過程の透明性を確保するため、本委員会の議長は社外取締役が務めており、平成30年3月期は3回開催いたしました。

4. その他の機関等

当社は、経営の重要テーマに対して協議するべく、「経営会議」を開催しております。取締役および常勤監査役が出席し、必要に応じ外部専門家にも意見を求めています。経営会議は適宜に社長が招集しており、平成30年3月期は4回開催いたしました。

次に、当社は「執行役員制度」を導入しております。これは、

1)取締役の人数を減員し、業務執行の意思決定の一層の迅速化を図るとともに、より活発な議論を通して、取締役会を一層活性化させること

2)業務に精通した若い人材を執行役員として登用し、権限を委譲のうえ業務執行を行わせることにより、機動的かつ効率的な業務運営を行うことを目的とするものです。また、執行役員制度の導入に伴い、当社は「役員会」を設け、取締役全員、執行役員全員、常勤監査役等が出席して合議することといたしました。これは定例取締役会に合わせて毎月開催しております。執行役員は、案件により取締役会および経営会議にも出席いたします。

さらに、国内子会社の代表者が当社代表取締役や当社監査役へ経営状況等の情報を報告する子会社連絡会を3カ月に一度程度開催するほか、年1回、各海外現地法人の社長が出席して事業計画の共有等を行う現法経営者会議を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立社外取締役2名、社外監査役3名を含む5名の社外役員を選任して企業統治体制の充実を図っております。当社においては、両者が密接に連携しており、経営の監視機能が十分に機能しているものと考えております。

また、上記に加え、必要に応じて外部の弁護士等からアドバイスを受け、経営の透明性と適正性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第101回定時株主総会(平成29年6月23日開催)の招集通知を平成29年6月6日(開催日の17日前)に発送いたしました。招集通知の発送に先立ち、6月1日に、東京証券取引所および当社のホームページにおいて招集通知の早期掲載を行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(携帯電話によるものを含む。)を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知を東京証券取引所および当社のホームページに掲載するとともに、株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームへ提供しております。
その他	ホームページへの招集通知、決議通知の掲載を行っております。また、株主総会において、事業報告の内容をグラフや写真を使用してビジュアル化し、より理解を深めていただける報告を行うとともに、同資料をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適切な情報開示・透明性確保のため、ディスクロージャー・ポリシーを定めています。 (「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」 (http://www.daifuku.com/jp/ir/policy/governance/guideline/) 別添2参照。)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	滋賀事業所内総合展示場の見学会を開催 個人投資家向けIRイベントに出展	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回の決算説明会のほか、随時説明会を実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、シンガポール、香港、北米にて実施。随時、電話等によるミーティングを実施	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース、決算短信、決算説明資料、報告書(株主通信)、招集通知、有価証券報告書、和英Annual Report、英文決算短信、英文決算説明資料、英文招集通知を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション本部 IR室	
その他	当社の事業戦略やIR活動に関する投資家へのヒアリング調査(パーセプション・スタディ)を実施	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範の基本方針のひとつとして、「ステークホルダーからの信頼 - 株主、顧客、協力会社、社員等のステークホルダーを尊重し、健全で良好な関係を築きます。」と規定。

環境保全活動、CSR活動等の実施

環境経営戦略を立案、推進するため、「環境経営推進委員会」を設置しております。また、国際社会の一員として次世代への環境責任を果たすため、当社グループが目指す将来像を示した「ダイフク環境ビジョン2020」を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。また、企業行動規範の基本方針として、次世代への環境責任を果たすため、当社「地域社会への貢献 - 良き企業市民として、積極的に地域社会に貢献します。」等と規定。全従業員、派遣社員ならびに業務の外部委託先の会社にこれらの方針の周知徹底を図っております。2014年4月25日、「健全なグローバル化」「持続可能な社会」の実現を図る国際的な取り組みである「国連グローバル・コンパクト」の趣旨に賛同し、署名・参画しました。なお、CSR活動についてまとめた「CSRレポート」を発行、ホームページにも掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

確固たる内部統制システムの確保が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、ひいては企業の信頼性と業務の効率性・有効性を高めることを認識し、法令遵守・リスク管理・資産保全・財務報告の信頼性確保を図ってまいります。

【内部統制システムの整備の状況】

内部統制システムの構築に関して、取締役会で決議した内容の概要は以下の通りです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、法令、定款および社内諸規定の遵守を目的とした「企業行動規範」を率先垂範するとともに、その周知徹底を図ります。
- 2) 全取締役を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性の意識の浸透と向上を図ります。
- 3) 業務執行ラインから独立した内部監査室が、法令、定款および社内諸規定の遵守状況を監査します。
- 4) 企業活動に伴うリスクを早期発見し、重大な問題を未然に防ぐため、内部通報制度を整備・運用します。
- 5) その他、当社グループ内における重要な課題を組織横断的に解決するため、各種委員会を設置・運営します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録・取締役会議事録をはじめ、取締役の職務の執行に係る記録等については、文書管理規定およびその他社内諸規定に則り適切に保管および管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 当社グループにおける経営目標の達成に影響を与えるリスクを認識・評価し、そのリスクを適切にコントロールするための社内体制を整備します。
- 2) 「リスクマネジメント規定」に則り、リスクアセスメントを実施し、事業活動に影響を与えるリスクの軽減と極小化および有事の際の体制強化を推進します。
- 3) 「情報セキュリティ関連規定」を制定し、情報セキュリティの維持・管理に必要な体制、推進組織の機能・権限、情報資産の取扱方法などを定め、当社グループが保有する情報資産の保全を推進します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、取締役・役員・従業員が共有する当社グループ全体の経営目標・経営計画等を定め、その浸透を図ります。
- 2) 当社は執行役員制度を採用し、一定の経営上の意思決定を執行サイドに委ね、迅速に業務を執行します。執行役員は、取締役会が決定した経営目標に対し自部門の具体的な目標および施策を策定し、達成に向けて業務を執行します。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループに共通の「企業行動規範」に基づき、当社グループの役員・従業員の遵法意識の向上を推進します。
- 2) 当社は「子会社管理規定」の適切な運用を実現するべく「担当役員」を選任し、これら担当役員を通じて国内外子会社の経営全般に対する指導・助言等を行い、当社グループ全体の業務の適正を確保します。
- 3) 内部監査室は業務執行ラインから独立した立場で、当社グループにおける内部統制システムの整備状況及び運用状況の適切性を監査します。
- 4) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき、グループ全体で毅然と対応します。また、グローバルレベルでの法令違反リスクに対応するため、贈賄防止規定等の整備に取り組みます。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役が、監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社は監査役会と協議の上、適切に対応します。
- 2) 当社は、監査役を補助する使用人および内部監査室の人事について、監査役会の意見を尊重します。また当社は、監査役を補助する使用人の独立性に配慮し、当該使用人に対する指示の実効性の確保に努めます。

7. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- 1) 取締役および使用人等は、次に定める事項を監査役会に報告します。
 - (1) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (2) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (3) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - (4) 重大な法令または定款違反
 - (5) その他コンプライアンス上重要な事項
- 2) 当社グループでは、取締役および使用人等の監査役への報告、情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切しません。
- 3) 監査役が、国内外の子会社の取締役会、現法経営者会議、および子会社連絡会へ出席し、子会社の取締役および使用人等から報告を受けず。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役会規定で定めるところにより、監査役会は代表取締役等と監査上の重要課題などについて定期的に意見交換会を開催します。
- 2) 監査役は、内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めます。
- 3) 監査役および監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもち、緊密な連携を保ち実行的かつ効率的な監査を実施します。
- 4) 監査役会は、監査の実施にあたり、法律・会計の専門家の活用等の必要な費用につき、その前払いや償還を当社に求めることができます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には法令に基づき、毅然として対応いたします。その旨を当社の「企業行動規範」に定め、当社グループの役員・従業員全員に周知徹底しています。

また、当社は、警察および企業防衛対策協議会等の関連機関から不当要求等への適切な対応方法や関連情報の収集を行っており、さらに事案の発生時には、同機関や顧問弁護士と法務、人事、総務等を担当する部門並びにコンプライアンス委員会が緊密に連携して速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とした、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を一部変更・改定の上、更新することに関し、株主の皆様のご承認をいただきました。その内容につきましては、弊社のホームページに記載しておりますので、下記URLをご参照願います。
<http://www.daifuku.com/jp/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社グループは、法令に基づく開示を適切に行うことはもちろん、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組み、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指します。

・開示委員会は、決算情報・決定事実・発生事実の3つの場合に応じて適時開示を行います。災害などの発生時には、リスクマネジメント関連部門と連携します。

【コーポレート・ガバナンス体制】

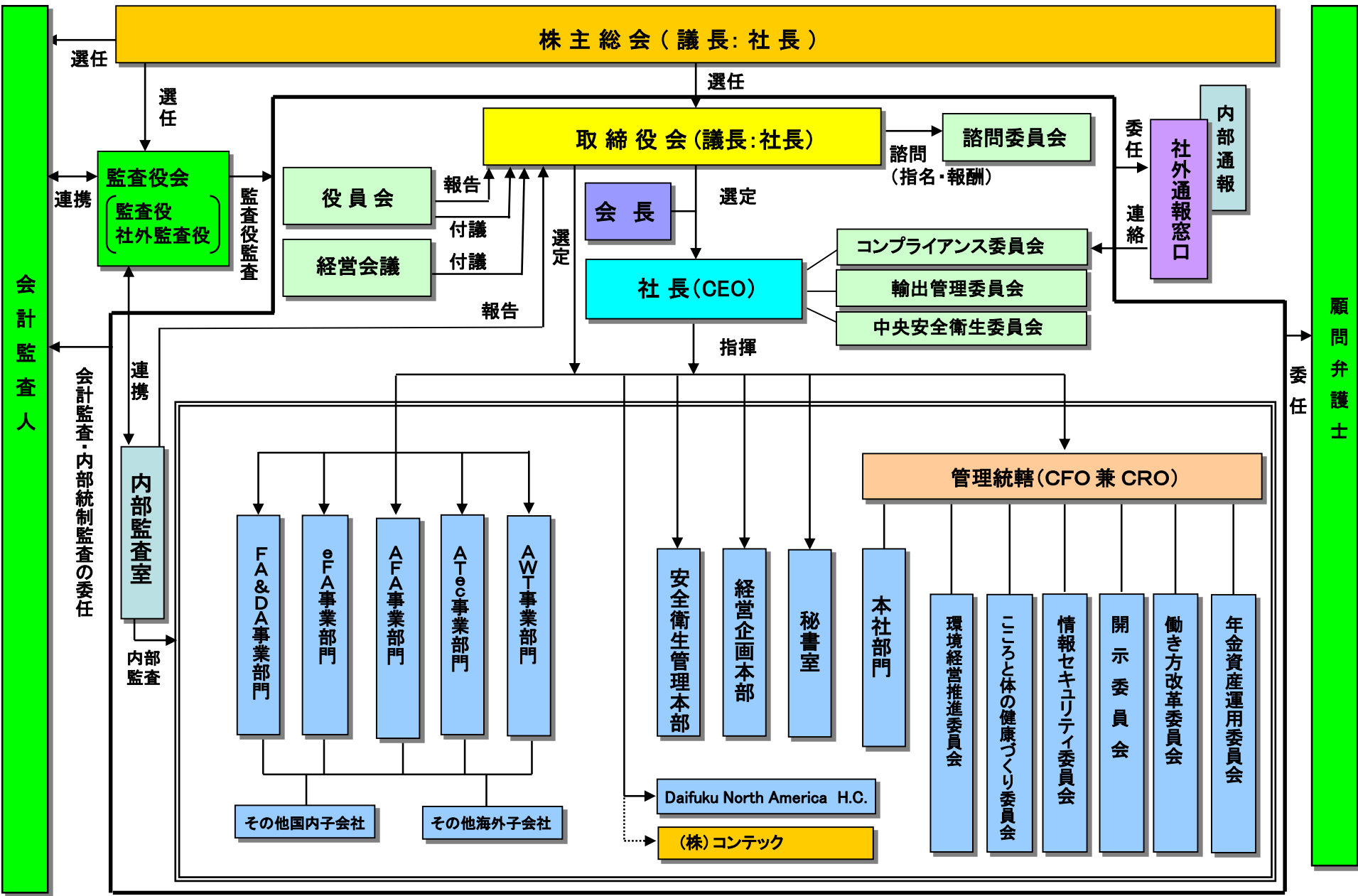
コーポレート・ガバナンス体制については、次頁の模式図をご参照ください。

・平成30年4月変更点

1.「年金資産運用委員会」を新設します。同委員会は、ダイフク確定給付企業年金の年金資産の安全かつ効率的運用を図るうえで重要な事項について、年金資産の管理運用に関する業務を執行する年金運用責任者等に対し適切な助言を行います。

2.より実効性のある内部通報制度とするため、規定を新設し、制度の見直しを行いました。新制度では、通報者が安心して通報できる環境を整え、社内窓口と社内から独立した外部窓口の2つのルートで通報を受け付けます。匿名で通報できること、海外現地法人のある国からは、現地の言語で通報できることが主な特徴です。

【コーポレート・ガバナンス体制模式図】



【適時開示体制図】

